

公 示

鉄道事業者の旅客運賃の上限変更認可申請について	・・・ 2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・ 4
道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について(コスモ石油販売株式会社)	・・・ 14

公 示

鉄道事業法施行規則第72条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取を申請しようとするときは、公示の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を関東運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年9月29日

関東運輸局長 藤田 礼子

○普通鉄道事業

事 案 番 号 7 鉄公第2号

申 請 者 湘南モノレール株式会社

事案の内容

1. 適用路線 江の島線

2. 設定しようとする事項

普通旅客運賃及び通勤定期旅客運賃（別紙のとおり）

別紙

(1) 普通旅客運賃

現 行		申 請	
(対キロ区間制)		(対キロ区間制)	
2キロまで	180円	2キロまで	220円
2キロを超え3キロまで	220円	2キロを超え3キロまで	240円
3キロを超え4キロまで	250円	3キロを超え4キロまで	260円
4キロを超え5キロまで	270円	4キロを超え5キロまで	290円
5キロを超え6キロまで	290円	5キロを超え6キロまで	320円
6キロを超え7キロまで	320円	6キロを超え7キロまで	340円

(2) 定期旅客運賃

○通勤定期旅客運賃（1ヶ月）

現 行		申 請	
(表定制)		(表定制)	
2キロまで	7,240円	2キロまで	9,240円
2キロを超え3キロまで	8,940円	2キロを超え3キロまで	10,080円
3キロを超え4キロまで	9,780円	3キロを超え4キロまで	10,920円
4キロを超え5キロまで	10,630円	4キロを超え5キロまで	12,180円
5キロを超え6キロまで	11,480円	5キロを超え6キロまで	13,440円
6キロを超え7キロまで	12,330円	6キロを超え7キロまで	14,280円

○（参考）通学定期旅客運賃（1ヶ月）

現 行		申 請	
(表定制)		(表定制)	
2キロまで	5,400円	変更なし	
2キロを超え3キロまで	6,670円		
3キロを超え4キロまで	7,310円		
4キロを超え5キロまで	7,940円		
5キロを超え6キロまで	8,580円		
6キロを超え7キロまで	9,210円		

公 示

25C04号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月2日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C04
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	株式会社 フジエクスプレス
対象となる路線	事案番号 25C04-1 神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地先 神奈川県横浜市中区新山下3丁目7番 4.30キロ 事案番号 25C04-2 神奈川県横浜市中区新山下3丁目7番 神奈川県横浜市中区新山下3丁目8番8地先 0.37キロ 事案番号 25C04-3 神奈川県横浜市中区新山下3丁目8番8地先 神奈川県横浜市中区新山下3丁目11番 0.16キロ 事案番号 25C04-4 神奈川県横浜市中区新山下3丁目6番2地先 神奈川県横浜市中区新山下3丁目6番5地先 0.08キロ
廃止の予定日	令和7年12月27日
廃止を必要とする理由	運転士不足が深刻化し、現行ダイヤを維持する運転士の要員確保が困難なうえ収支が悪化しているため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は神奈川運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

25C05号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月2日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C05
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	小田急バス 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C05-1 東京都新宿区西新宿1-5-1先 東京都渋谷区代々木2-9先 0.75キロ 事案番号 25C05-2 東京都渋谷区代々木2-9先 東京都新宿区西新宿3-20先（初台） 1.21キロ 事案番号 25C05-3 東京都世田谷区大原2-23先（大原） 東京都世田谷区代田3-25先（宮前橋） 1.61キロ 事案番号 25C05-4 東京都世田谷区松原1-53先（松原） 東京都調布市緑ヶ丘2-55先 6.25キロ 事案番号 25C05-5 東京都杉並区上高井戸1-14先 東京都世田谷区南烏山3-24先（芦花公園駅北） 0.30キロ 事案番号 25C05-6 東京都世田谷区南烏山6-8先（烏山総合支所） 東京都調布市仙川町3-11先（仙川三差路） 1.25キロ 事案番号 25C05-7 東京都調布市仙川町3-1先（仙川駅入口） 東京都調布市八雲台2-9先（旧甲州街道入口） 2.48キロ

	事案番号 ２５Ｃ０５－８ 東京都調布市八雲台２－９先（旧甲州街道入口） 東京都調布市国領町１－４５先（国領駅入口） ０．３４キロ 事案番号 ２５Ｃ０５－９ 東京都調布市小島町１－２４先（下石原一丁目） 東京都調布市下石原３－５７先（鶴川街道） ０．４６キロ 事案番号 ２５Ｃ０５－１０ 東京都稲城市矢野口３８７－１先（矢野口駅東） 東京都稲城市矢野口６１９－１先（矢野口） ０．１５キロ
廃止の予定日	令和８年３月１６日
廃止を必要とする理由	昨今の運手士不足の現状を鑑み、路線の廃止することとした。

２．意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第１５条の２第２項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

25C06号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月2日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C06
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	神奈川中央交通 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C06-1 東京都八王子市南浅川町4-180番地2先 東京都八王子市横山町14-6番地先 13.22キロ 事案番号 25C06-2 東京都八王子市横山町14-6番地先 東京都八王子市横山町5-10番地先 0.45キロ 事案番号 25C06-3 東京都八王子市横山町5-10番地先 東京都八王子市旭町15番地先 0.65キロ
廃止の予定日	令和8年3月28日
廃止を必要とする理由	利用人数が少なく、路線維持が困難であるため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

コスモ石油販売株式会社

代表取締役 石本 耕二

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

コスモ石油販売株式会社 車検センター木更津

千葉県木更津市築地1番4

認証番号 第3-5275号

指定番号 関東指第3-1964号

4. 期 日

令和7年10月14日（火） 13時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部ヒアリングルームA・B

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和7年9月30日

関東運輸局長

藤田 礼子